

## 品川区事業所用LED照明設置助成事業実施要綱

- 制定 平成26年3月13日区長決定  
要綱第27号
- 改正 平成27年3月31日区長決定  
要綱第388号
- 改正 平成28年3月28日区長決定  
要綱第114号
- 改正 平成29年2月22日区長決定  
要綱第12号
- 改正 平成30年2月27日区長決定  
要綱第16号

### (目的)

第1条 この要綱は、品川区（以下「区」という。）において区内施工業者を利用し、LED照明を設置する事業者に対し、その設置に要する経費の一部を助成し、省エネルギー効果の高いLED照明の普及を促進することで地球温暖化対策の推進および環境保全の意識啓発を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当しない会社を除く団体または個人（賃貸住宅の所有者であって当該賃貸住宅に係る建築物等に設置するものを除く。）であって、別に定めるものをいう。
- (2) 事業所等 居住用途に供する部分を除く事業所、事務所、工場、店舗等をいう。ただし、事業者が従業員等の居住用途に供する部分に設置する場合は、この限りでない。
- (3) 区内施工業者 LED照明の設置を行う民間業者で区内に主たる事業所を有する者をいう。
- (4) LED照明 別表に掲げる高効率照明をいう。
- (5) 設置事業 事業者が区内の事業所等にLED照明を設置する事業をいう。

### (助成対象者)

第3条 この要綱に基づく助成の対象となる事業者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に定める要件を備えているものとする。

- (1) 事業所等で設置事業を実施すること。
- (2) 法人事業税その他の税を滞納していないこと。

- (3) 法令等および公序良俗に反していないこと。
- (4) 設置事業の対象となる事業所等の所有者または賃借人（設置事業について所有者の承諾を得ている事業者に限る。）であること。
- (5) 設置事業について過去にこの要綱に基づく助成金その他これに類するものを受けていないこと。
- (6) 設置工事の完了日が助成金の交付を受けようとする年度の4月1日以降であること。

#### （助成対象設置事業）

第4条 この要綱に基づく助成の対象となる設置事業は、次の各号に定める要件を備えているものとする。

- (1) 未使用のLED照明を区内の事業所等に新規にまたは既存の照明に替えて設置するものであること。
- (2) 設置するLED照明が別表の基準を満たすものであること。
- (3) 区内施工業者による工事を伴うものであること。

#### （助成対象経費）

第5条 助成対象経費は、設置事業に係る機器の購入、施工等に関する費用を合算した金額で、当該金額が10万円（消費税を除く。）以上であるものとする。

#### （助成金の額）

第6条 助成金の額は、助成対象経費に10分の1を乗じて得た額とする。ただし、その上限は30万円とする。

- 2 前項の助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、助成対象者が、同一事業に対し、区以外の者からの助成金の交付を受けており、助成金交付額の合計額が助成対象経費を上回る場合については、前2項による額から当該上回る額を控除して得た額をもって助成金の額とする。

#### （助成金の交付申請）

第7条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、設置工事施工後に、助成金の交付を行う会計年度の3月20日（この日が日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その直前の平日）までに、品川区事業所用LED照明設置助成金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、別に定める期間内に区長に申請しなければならない。

(助成金額の確定および交付決定)

第8条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、助成要件に適合すると認めるときは、助成金の額を確定するとともに、助成金の交付を決定された者（以下「助成決定者」という。）として決定し、その旨通知するものとする。

2 前項の場合において、区長は、必要があると認めるときは、決定前に実地に調査を行うものとする。

(申請内容の変更)

第9条 助成決定者は、第7条に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ品川区事業所用LED照明設置助成金交付決定内容変更申請書（第2号様式）により区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、助成要件に適合すると認めるときは、これを承認する。

(申請の取下げ)

第10条 助成決定者は、第8条の決定後、第7条の申請を取り下げるときは、直ちに品川区事業所用LED照明設置助成金交付申請取下届出書（第3号様式）により区長に届け出なければならない。

(助成金の請求)

第11条 助成決定者は、品川区事業所用LED照明設置助成金交付請求書（第4号様式）を提出し、助成金の交付を請求するものとする。

(助成金の交付)

第12条 区長は、前条の規定による請求により、助成金を交付するものとする。

(管理および報告)

第13条 助成金の交付を受けた事業者は、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。この場合において、助成金の交付を受けた事業者は、設置事業に係るLED照明が5年以内に損傷または滅失したときは、その旨を書面により直ちに区長に届け出なければならない。

(交付決定の取消しおよび助成金の返還等)

第14条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定または助成に付された条件に違反したとき。

- 2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、速やかに助成決定者に通知する。
- 3 区長は、助成金の交付を受けた事業者が、設置事業に係るLED照明を処分したときまたは前項の規定により助成金の交付決定が取り消されたときは、助成金の全部または一部について返還を求めることができる。

(協力)

第15条 区長は、助成金の交付を受けた事業者に対し、必要に応じて、電気の使用量の報告、資料の提供およびその他の協力を求めることができる。

(委任)

第16条 この要綱の施行について必要な事項は、別に都市環境部長が定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

別表（第2条、第4条関係）

種別	基準
LED照明器具	1. 固有エネルギー消費効率が85lm/W以上であること。 2. LEDモジュール寿命が40,000時間以上あること。
LEDを光源とした 内照式表示灯	定格寿命が30,000時間以上であること。
電球形LEDランプ	1. エネルギー消費効率が70lm/W以上であること。 2. 定格寿命が30,000時間以上あること。